

平成26年度

事業計画書

社会福祉法人 中心会
事業推進本部

I. 情勢認識

政府の「規制改革会議」等において、社会福祉事業についての「イコールフットイング」（株式会社等の社会福祉事業への参入規制の緩和・撤廃や社会福祉法人の行う社会福祉事業に対する非課税措置の見直し等）の議論が行われている。

社会的弱者を支援することを目的とする社会福祉事業に、営利を目的とする株式会社を参入させること、とりわけ、日常生活を営む「住まい」である入所型施設の経営に参入させることは、利用者の生活を株主の私有財産という不安定な基盤に委ねようとする試みであり、その危険性はすでに、比較的富裕層を対象とする有料老人ホームにおいて、経営破綻、撤退、事業売却等によって利用者の生活に大きな困難が生じた事例が少なからずあることから明らかであろう。

社会福祉法人には今、このような趨勢に対抗することが求められているが、そのためには我々が一層、「社会福祉法人らしく」事業を経営することが必要ある。そのことは、同じく政府の「社会保障制度改革国民会議」において、社会福祉法人に対して「非課税措置に相応しい国家や社会への貢献」が求められたことにも示されている。

また、社会・経済環境の急速な変化の下で、いわゆる「制度の谷間」で生活困窮状態に苦しむ人々が増大している。平成25年の臨時国会では「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年度に本格施行されることになったが、ここでも、社会福祉法人が大きな役割を担うことが期待されている。

このような状況の中で、今、いわばNPO（非営利組織）の老舗であり、本家本元である社会福祉法人が果たすべき役割は大きく、その底力を発揮しなければならない。

他方、国、地方公共団体の一般財政、介護保険財政が厳しい中で、法人の主たる収入源である措置費、介護報酬の制度動向も予断を許さない。とりわけ介護保険については、「給付の重点化」の方針の下、平成27年度に向けて大きな、厳しい改正が予想される。

さらに、昨年来の景気回復の流れの中で、介護・看護人材を中心に、福祉人材の確保が一層困難になっている。

II. 法人の経営方針と重点的取り組み課題

1. 既存事業の経営の安定確保

①赤字事業の経営改善

訪問介護事業、一部の通所介護事業等においては、未だ赤字状態から脱却していない。規模の縮小ではなく、サービス内容や運営体制の見直しを行い、拡大均衡によって収支の改善を図る。

②その他の既存事業の安定的経営の確保

稼働率を一層高め、収支を安定させ、法人全体で、損益、資金収支の両面で5%の黒字を確保する。そのことによって、老朽化した中心荘第一、第二老人ホームの改築資金、公的財源のない「制度の谷間」の取り組みの原資を確保する。

③平成27年度介護報酬改定に関する情報収集

軽度者の訪問介護事業、通所介護事業の「地域支援事業」への移行など、厳しい改定が予想されるが、情報収集に努め、対応策を検討する。

2. サービスの質の継続的改善

- ①品質マネジメントシステムの運用精度の一層の向上を図り、サービスの質の改善を追求する。

3. 職員の充実

①経営理念（ミッション、ビジョン、バリュー）の浸透

経営理念を単なる標語ではなく、職員の日常の業務実践と結びつけて職員に理解させることに注力する。

②資質向上、資格取得支援

法人の研修受講支援制度、資格取得支援制度を活用して、職員の資質向上、資格取得を促進する。

③職員研修の充実

品質管理・教育研修部が所管する法人研修、各事業所の内部研修を着実に実施する。

④ワークライフバランスの確保

育児・介護休業制度の適正な運用、有給休暇の取得促進等により、職員のワークライフバランスの確立を図る。

4. 人材確保

今後10年に国全体で、100万人の介護人材の増加（現在149万人⇒249万人）が必要と見込まれる中で、熾烈な人材争奪戦が生起することが予想される。一法人としては決め手になるような方策はないが、他法人に先んじて早く、頻繁に採用活動を進めることに努める。

5. 新規事業の着実な実施

①相模原南児童ホームの着実な運営

相模原南児童ホーム（乳児院、児童養護施設）の運営を軌道に乗せるとともに、元地域住民との相互理解を促進する。

②コミュニティケアおおや（高齢者住宅）の増築

建物を賃借して運営しているコミュニティケアおおやの高齢者住宅について、建物所有者が増築することを受けて、入居定員を拡大する（9室（9名）⇒20室（24名）。9月予定。）。

6. 既存事業の再編・拡大の検討

①中心荘第一・第二老人ホームの改築の検討

老朽化が進む中心荘第一・第二老人ホームの改築のための移転用地の確保に関して情報収集に努め、可能であれば、海老名市の次期（平成27～29年度）介護保険事業計画に応募する。

②中心子どもの家の再編の検討

相模原市との情報交換を図りつつ、中心子どもの家の小規模グループケア化（現状1グループ12～13人⇒1グループ8人）と、これに伴う分園型グループホーム又は地域小規模児童養護施設等の検討を進める。

7. 「制度の谷間」、生活困窮者支援の活動の強化

①一事業所一実践の継続

各事業所で行う地域住民のための制度外の取り組みを継続し、さらに強化する。

②「かながわライフサポート事業」の取り組みの継続

昨年度始まった神奈川県社会福祉協議会が行う「かながわライフサポート事業」（生活困窮者のための総合相談と緊急経済支援の取り組み）に継続して参加し、生活困窮者の支援を行う。

③学習支援事業の開発

生活困窮家庭の子どもなどの学習支援を行う事業を開発する。

④就労支援事業の開発

いわゆる「ひきこもり」の若者など、就労や社会参加に困難を背負う人々に就労支援を行う事業を開発する。